

11. 中途解約

■ 契約は満了か更新が原則です。中途解約は避けましょう。やむをえない場合はできるだけ早く派遣会社に連絡し相談しましょう。[図表1-11-1]

中途解約にあたっての留意点・適切な実施

[図表 1-11-1] 中途解約についての留意点

- ・派遣スタッフに責がなく契約満了前に解約するときは、派遣スタッフの合意と、相当の猶予期間を持つことが求められます。
- ・派遣会社から求められた場合は、解約の理由を明らかにすることが必要です。
- ・派遣スタッフの責任でない理由で中途解約する場合、他部署や関連会社に就職あっせんするなど、新たな就業機会を確保する必要があります。
- ・新たな就業機会の確保ができないときは、休業等により生じた派遣会社の損害を賠償する必要があります。（派遣契約の締結時にこれらの事項を定める必要があります。）

トラブル事例

直接、中途解約を申し入れられて派遣スタッフが困った例

- ・新規事業のための増員として、派遣スタッフを1年契約で受け入れたが、その後、新規事業が頓挫して事業撤退することになったので、契約期間途中で、直接、派遣スタッフに契約解除を申し入れた。契約解除を言われた派遣スタッフは、今後どうしてよいのか困ってしまった。

他部門への異動で、中途解約せず契約を満了した例（トラブル回避例）

- ・部門の業績が悪化し、派遣スタッフを活用していた業務を縮小することになり、派遣会社に中途解約の申し出を行った。しかし、できるだけ中途解約は避けようということで、派遣会社と人事部が協議を重ねた。その過程で、他部門で人材を必要としていることが分かり、派遣スタッフの了承を得て、別の部門において、契約満了までの期間、継続勤務してもらった。